

明治三十二年通信省令第二十四号

船舶法施行細則

船舶法施行細則左ノ通定ム

第一章 総則

第一条 本則ニ於テ船舶ノ種類ト称スルハ汽船、帆船ノ別ヲ謂フ

機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸気ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス

第二条 浚渫船ハ推進器ヲ有セサレハ之ヲ船舶ト看做サス

第三条 船舶港ハ市町村ノ名称ニ依ル但都ノ市町村ノ存セサル区域ニ在リテハ都ノ名称トス

船舶港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ水面ニ接シタルモノニ限ル

船舶港ハ当該船舶所有者ノ住所ニ之ヲ定ムヘシ但住所カ日本ニナキ場合又ハ前項ノ規定ニ該當

セサル場合其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此限ニ在ラス

第三条ノ二 船舶法第三条但書ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケントスルトキハ管海官庁（不開港場寄港ノ

特許ニ在リテハ当該不開港場、日本各港ノ間ニ於ケル物品又ハ旅客ノ運送ノ特許ニ在リテハ当該

物品ノ船積地又ハ当該旅客ノ乗船地ヲ管轄スル地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ヲ經由シ

申請書ヲ提出スヘシ

第四条 次ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ受有前ト雖モ船舶ヲ航行セシムルコ

トヲ得

一 総トン数ノ測定ヲ受ケントスル場合ニ於テ船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一

項ニ規定スル船舶検査証書ヲ受有シタル船舶、同条第二項ニ規定スル臨時航行許可証ヲ受有シ

タル船舶及船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二条第二項ニ規定スル

船舶（同項第五号ノ船舶ヲ除ク）ヲ航行セシムルトキ

二 船舶安全法施行規則第十九条ノ二第三号ニ該當シタル場合ニ係ル臨時航行許可証ヲ受有シタ

ル船舶ヲ航行セシムルトキ

三 船舶安全法施行規則第四十四条ノ規定ニ依ル試運転トシテ船舶ヲ航行セシムルトキ

第五条 左ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ受有前ト雖モ船舶ニ国旗ヲ掲グルコ

トヲ得

一 祝日、大祭日但外国ノ祝祭日ニ付テハ其國ノ港ニ碇泊スル場合ニ限ル

二 前号ノ外祝意又ハ敬意ヲ表スルトキ

三 前条ノ規定ニ依リ船舶ヲ航行セシムルトキ

第六条 船舶法第二十一条ノ二証票ハ船舶所有者又ハ船長若クハ之ニ準スヘキ者ノ請求アルトキ

ハ之ヲ提示スヘシ

第七条 本則ノ規定ニ依リ管海官庁ニ書類ヲ差出スヘキ場合ニ於テ代理人ヲ使用スルトキハ其権限

ヲ証スル書面ヲ添付スヘシ但船舶力官庁ノ所有ニ属スル場合ニ於テ告示ヲ以テ指定セラレタル官

庁又ハ公署ノ職員ニ付テハ此限ニ在ラス

第七条ノ二 管海官庁ハ本則ノ規定ニ依リ申請ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク審査ヲ開始スヘシ

前項ノ場合ニ於テ該申請方法令ニ定メタル申請ノ形式上ノ要件ニ適合セサルトキハ速ヤカニ

補正ヲ求メ又ハ理由ヲ提示シ其申請ヲ却下スヘシ

第七条ノ三 管海官庁ハ別表一ノ書類ニ付テハ同表ニ定ムル期間之ヲ保存スベシ

第二章 総トン数ノ測定

第八条 船舶法第四条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測定ヲ申請セントスル者ハ第一号書式ノ申請

書ヲ管海官庁ニ差出スヘシ

管海官庁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ノ外造船地、造船者、進水ノ年月及船舶

ノ原名ヲ証スル書面ヲ差出サシムルコトヲ得

管海官庁ハ前項ノ書面ノ外尚船体中心線縦断面図及各甲板平面図其他必要ナル図面ヲ差出サシ

ムルコトヲ得

第八条ノ二 船舶法第九条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ改測ヲ申請セントスル者ハ第一号書式ノ

管海官庁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ノ外前条第三項ノ図面ヲ差出サシムルコ

トヲ得

第九条 外国ニ於テ総トン数ノ測定又ハ改測ヲ行フ場所ハ当該官庁ノ指定ス

第十条 総トン数ノ測定又ハ改測ヲ申請スル者ハ測定又ハ改測ヲ受クルニ必要ナル準備ヲ為スヘシ

第十一条 削除

第十二条 管海官庁ニ於テ総トン数ノ測定又ハ改測ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶測定官ヲシテ船舶

ノ臨検シ船舶ノトン数ノ測定ニ関する法律（昭和五十五年法律第四十号）ノ規定ニ依リ船舶ノ総

トン数ノ測定又ハ改測ヲ行ハセ且第二号書式ノ船舶件名書及次ノ事項ヲ記載シタル総トン数計算

書ヲ作成セシムヘシ

一 番号

二 種類

三 船名

四 船舶港

五 船質

六 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長

七 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅

八 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深

九 総トン数

十 機関ノ種類及数

十一 推進器ノ種類及数

十二 造船者

十三 進水ノ年月

十四 所有者ノ氏名又ハ名称

十五 船舶ノトン数ノ測定ニ関する法律第四条第一項ノ國際總トン数

十六 船舶ノトン数ノ測定ニ関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号以下「トン

数省令」ト謂フ）第一条第二項第一号ノ型深

十七 トン数省令第一条第二項第二号ノ船ノ長

十八 トン数省令第一条第二項第三号ノ船ノ幅

十九 トン数省令第一条第二項第四号ノ垂線間長

第十二条ノ二 管海官庁ハ総トン数ノ測定ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ船舶件名書及総トン数計算書

ノ謄本ヲ申請者ニ交付スベシ

管海官庁ハ総トン数ノ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ当該改測ニ係ル總トン数計算書ノ謄本ヲ

交付シ既ニ登録シタル事項ニ変更アリト認メタルトキハ其変更ニ係ル事項ヲ申請者ニ通知スヘシ

管海官庁ニ於ケル総トン数ノ測定又ハ改測ノ結果當該船舶ノ総トン数ガ二十トン未満デアルト

判明シタル場合ト雖モ總トン数計算書ノ謄本ヲ請受クル申請者ニ対シテハ之ヲ交付スベシ

管海官庁ハ前三項ニ規定スル場合ニ於テ第八条第二項又ハ第八条ノ二第二項ノ規定ニ依リ申請

者ガ差出シタル書面アルトキハ之ヲ還付スベシ

第十三条 外国ニ於テ船舶ノ総トン数ノ測定又ハ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ當該官庁ハ遅滞ナ

ク船舶港ヲ管轄スル管海官庁ニ關係書類ヲ送付スヘシ

第十四条 船舶港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ在ル船舶ニ付總トン数ノ測定又ハ改測ノ申請

アリタル場合ニ於テ船舶ノ構造、航路ノ状況其他ノ事由ニ依リ船舶ヲ其管轄区域内マテ航行セシ

ムルコト能ハサルトキハ該官庁ハ船舶所在地ヲ管轄スル管海官庁ニ第十二条及第十二条ノ二ニ規

定スル事務ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ囑託ヲ受ケタル管海官庁ハ囑託ヲ為シタル管海官庁ニ船舶件名書及総トン数

計算書ヲ送付スヘシ

第十五条 削除

第十六条 国籍ヲ取得スル目的ヲ以テ内国ニ於テ製造スル船舶ニ付テハ其竣工前ト雖モ最寄管海官
庁ニ総トン数ノ部分測度ヲ申請スルコトヲ得

第十條 第十二條並ニ第十二條ノ二第一項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ニ依リ船舶件名書及総トン数計算書ノ謄本ヲ受ケタル者第八條ノ申請ヲ為ス場合ニ
於テハ総トン数計算書ノ謄本ヲ申請書ニ添付スヘシ

第十六條ノ二 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又總ト
ン数計算書ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得
手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコト
ヲ得

第十六條ノ三 総トン数計算書ノ謄本ハ其交付ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ノ当該総トン数計算書ノ
全部ヲ謄写シテ之ヲ調製スベシ

第三章 船舶ノ登録
第十七條 船舶法第五條第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名
稱、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載シタル登記事項証明書ヲ添ヘ之ヲ管海官庁ニ差
出スヘシ

第十七條ノ二 管海官庁ハ前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ關係書類ヲ調査シ次ノ事項ヲ船舶原簿ニ
登録ス
一 番号
二 信号符号
三 種類
四 船名
五 船籍港
六 船質
七 帆船ノ帆裝
八 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
九 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
十 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深
十一 総トン数
十二 機関ノ種類及数
十三 推進器ノ種類及数
十四 造船地
十五 造船者
十六 進水ノ年月
十七 所有者ノ氏名又ハ名稱、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分

前項ノ登録ヲ為シタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テハ遲滞ナク其
船舶ニ關スル附屬書類ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ

第十七條ノ三 船舶原簿ハ其全部ヲ電子計算機ニ備フルフイル又ハ磁気ディスク（之ニ準ズル方
法ニ依リ一定ノ事項ヲ確實ニ記録シ得ル物ヲ含ム）ヲ以テ調製スベシ

国土交通大臣ハ前項ノ規定ニ依リ船舶原簿ニ記録シタル事項ト同一ノ事項ヲ記録スル副原簿ヲ
調製スベシ

国土交通大臣ハ船舶原簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタルトキハ副原簿ノ記録ニ依リテ之ヲ回復ス
ベシ

国土交通大臣ハ副原簿ノ記録在ラザル為前項ノ規定ニ依リ登録ノ回復ヲ為スコト能ハザルトキ
ハ三箇月以上ノ期間ヲ定メ記録ノ滅失シタル船舶ノ範圍及登録ノ回復ノ申請ヲ為スコトヲ得ル旨
ヲ告示スベシ

前項ノ規定ニ依リ告示サレタ範圍ノ船舶ニ係ル船舶所有者ハ同項ノ規定ニ依リ告示サレタル期
間内ニ管海官庁ニ對シ登録ノ回復ノ申請ヲ為スコトヲ得

国土交通大臣ハ前項ノ申請ニ基キ登録ヲ回復スベシ
第十八條 信号符号ハ総トン数百トン以上ノ船舶ニ之ヲ附ス總トン数百トン未満ノ船舶ニ付テハ
船舶所有者ノ申請ニ依リ信号符号ヲ点附シ又ハ取消スコトヲ得

第十九條 信号符号ノ点附又ハ取消ハ之ヲ官報ニ告示ス
第二十條 船舶ノ船籍港ヲ變更スル場合ニハ管海官庁ニ變更ノ登録ヲ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ變更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁又ハ變更後ノ
船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザルトキハ當該申請ヲ受ケタル管海官庁ハ變更ノ登録ヲ為シ當該
申請ヲ受ケタル管海官庁及變更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶ニ關スル附屬書類ヲ變更
後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送シ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ變更前ノ船籍港ヲ管轄スル管
海官庁又ハ變更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノトキハ當該申請ヲ受ケタル管海官庁ハ變更ノ登
録ヲ為シ變更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶ニ關スル附屬書類ヲ變更後ノ船籍港ヲ管轄
スル管海官庁ニ移送スベシ

第二十一條 船籍港甲管海官庁ノ管轄区域内ヨリ乙管海官庁ノ管轄区域内ニ転属シタルトキハ甲管
海官庁ハ申請ヲ待タズ其船舶ニ關スル附屬書類ヲ乙管海官庁ニ移送スベシ

第二十二條 第十七條ノ二第一項第三号、第六号、第七号、第十二号又ハ第十三号ノ事項ニ變更ヲ
生シタル場合ニ於テ變更ノ登録ヲ為サントスル者ハ變更ニ係ル新旧事項ヲ申請書ニ列記シ管海官
庁ニ之ヲ差出スヘシ

管海官庁ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ當該官吏ヲシテ船舶ニ臨檢シ臨檢調査書ヲ調製セ
シムヘシ但第二十三條第二項ノ規定ニ依リ船舶所有者ヨリ申請書ニ臨檢調査書ヲ添付シテ差出シ
タルトキハ此限ニ在ラス

第二十三條 船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ船舶ノ所在スル場合ニ於テ前條ノ登録ヲ為
サントスルトキハ船舶所在地ヲ管轄スル管海官庁ニ臨檢ヲ申請シ臨檢調査書ノ交付ヲ受クルコト
ヲ得

前項ノ臨檢調査書ハ前條第一項ノ申請書ニ之ヲ添付スヘシ
第二十四條 第十二條ノ二第二項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ變更ノ登録ヲ為サントスル者ハ變更
ニ係ル新旧事項ヲ申請書ニ列記シ管海官庁ニ之ヲ差出スヘシ

第二十五條 船舶所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ申請書ニ變更ニ係ル新旧事項ノ事實ナル
コトヲ証明スル登記事項証明書ヲ添付シテ變更ノ登録ヲ申請スヘシ
前項ノ規定ハ船舶所有者ノ氏名若クハ名稱、住所又ハ共有者ノ持分ノ變更アリタル場合ニ之ヲ
準用ス

第二十六條 行政区画、其名稱又ハ地番号ノ變更アリタルトキハ船舶原簿ニ登録シタル行政区画、
其名稱又ハ地番号ハ当然之ヲ變更シタルモノト看做ス又ハ其名稱ノ變更アリタルトキ亦同シ

第二十七條 船舶法第十四條第一項ノ規定ニ依リ抹消ノ登録ヲ為サントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ
記載シ其事実ヲ証スル書面ヲ添ヘ管海官庁ニ之ヲ差出スヘシ
前項ノ抹消ノ登録ヲ為シタル場合ニ於テ當該抹消ノ登録ヲ為シタル管海官庁ハ其船舶原簿ヲ閉
鎖ス

船舶法第五條ノ二第四項又ハ第十四條第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為シタル場
合ニ於テ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶原簿ヲ閉鎖ス

第二十七條ノ二 船舶法第五條ノ二第四項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為シタル場
合該管海官庁ハ遲滞ナク其旨及左ノ事項ヲ船籍港ヲ管轄スル登記所ニ通知スヘシ
一 船舶ノ種類、名稱、船籍港及總トン数
二 船舶所有者ノ住所及氏名又ハ名稱
三 抹消ノ登録ヲ為シタル年月日

第二十八條 第二十二條第一項、第二十四條及第二十五條第一項（同條第三項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テ變更ノ登録
ヲ為シタルトキハ其船舶ニ關スル附屬書類ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ

第二十七條第一項ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テ抹消ノ登録ヲ為シタルトキハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ當該申請ヲ受ケタル時ニ其船舶ノ船籍港ヲ管轄シタル管海官庁ニ移送スベシ

第二十九條 何人ト雖モ管海官庁ニ対シ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ニ記録シタル事項ヲ証明シタル書面(以下「登録事項証明書」と謂フ)ノ交付ヲ申請シ又船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第四章 船舶国籍証書及仮船舶国籍証書

第三十條 管海官庁ニ於テ第十七條ノ第二項ニ依リ船舶ノ登録ヲ為シタルトキハ第三号書式ノ船舶国籍証書ヲ申請者ニ交付ス

第三十條ノ二 船舶法第五條ノ第二項ノ規定ニ依リ日本船舶ノ所有者ガ船舶国籍証書ノ檢認ヲ受クルコトヲ要スル期日ハ管海官庁ニ於テ第三十條ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ヲ交付スルトキ又ハ船舶国籍証書ノ檢認ヲ為ストキ各船舶毎ニ之ヲ指定ス

第三十條ノ三 船舶国籍証書ノ檢認ヲ受ケントスル者ハ第七号書式ノ申請書ヲ船舶法第五條ノ第二項ノ管海官庁ニ差出スベシ

前項ノ規定ニ依リ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ申請者ニ対シ其船舶ノ所有者タルコトヲ証スルニ足ル書類ノ呈示ヲ求ムルコトヲ得

第三十條ノ四 前條ノ申請アリタル場合ニ於テ船舶国籍証書ノ記載事項ガ事実ト符合スト認ムルトキハ管海官庁ハ其船舶国籍証書ニ付檢認ヲ為シタル年月日及次回ニ檢認ヲ為スベキ期日ヲ記載シ管海官庁印ヲ押シ之ヲ申請者ニ返還スベシ

第三十條ノ五 船舶法第五條ノ第三項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ノ提出期日ノ延期ヲ申請セントスル者ハ第八号書式ノ申請書ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ差出スベシ

第三十條ノ六 船舶法第五條ノ第三項ノ規定ニ依リ管海官庁ニ於テ船舶国籍証書ノ提出期日ノ延期ヲ認ムル場合ハ船舶ガ外国ニ在ルトキ其他正当ノ事由ニ依リ船舶国籍証書ノ提出ガ著シク困難ナルトキニ限ル

第三十一條 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ノ變更ニ依リ該証書ノ書換ヲ申請セントスル者ハ變更ノ登録ノ申請ト同時ニ之ヲ為スベシ

第三十二條 第二十六條ノ規定ハ船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス

第三十三條 船舶国籍証書ノ毀損ニ依リ該証書ノ書換ヲ申請セントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ管海官庁ニ之ヲ差出スベシ船舶国籍証書ノ滅失ニ依リ更ニ之ヲ請受ケントスルトキ亦同シ

第三十四條 第三十一條又ハ前條ノ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ船舶国籍証書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付ス

第三十五條 船舶国籍証書ノ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク旧証書ヲ返還スベシ

第三十五條ノ二 船舶国籍証書第十七條ノ第二項第三号乃至第七号及第十二号乃至第十七号ノ事項ノ英語ノ併記ヲ請受ケントスル者ハ管海官庁ニ之ヲ申請スベシ

管海官庁ニ於テ前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ英語ヲ併記シタル船舶国籍証書ヲ調製シ之ヲ申請者ニ交付スベシ

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ交付アリタル場合ニ於テ準用ス

第三十六條 船舶法第十三條ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル船長ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ仮船舶国籍証書ニ記載スベキ事項ヲ証明スルニ必要ナル書類アルトキハ其書類ヲ添ヘ當該管海官庁ニ差出スベシ

船舶国籍証書ノ毀損又ハ船舶国籍証書ニ記載シタル事項ノ變更ニ依リ前項ノ申請ヲ為シタル場合ニ於テ仮船舶国籍証書ノ交付アリタルトキハ遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スベシ

第三十七條 船舶法第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル者ハ第五号書式ノ申請書ニ所有權ノ取得ヲ証スル書面ヲ添ヘ當該管海官庁ニ差出スベシ

第三十七條ノ二 管海官庁ハ前條ノ申請ヲ受ケタルトキハ第四号書式ノ仮船舶国籍証書ヲ申請者ニ交付シ所有權ノ取得ヲ証スル書面ヲ還付スベシ

第三十八條 仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ其船舶ノ船籍港ニ回航セントスル場合ニ於テハ到達スベキ期間ヲ標準トシ其他ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書ヲ請受ケタルコトヲ得ル期間ヲ標準トシ船舶法第十七條ニ定ムル期間ニ於テ當該管海官庁ニ之ヲ定ム

第三十九條 仮船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ申請書ニ新旧事項ヲ列記シ最寄管海官庁ニ之ヲ差出スベシ

第二十六條及第三十三條乃至第三十五條ノ二ノ規定ハ仮船舶国籍証書ニ之ヲ準用ス

第四十條 仮船舶国籍証書ハ其効力ヲ失ヒタルトキ又ハ船舶国籍証書ヲ請受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ最寄管海官庁ニ返還スベシ

第四十一條 本章ノ規定ニ依リ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ返還スベキ場合ニ於テ之ヲ返還スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ疏明スベシ

船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ滅失シタルトキ若クハ之ヲ返還スベキ場合ニ於テ返還セザルトキ又ハ船舶法第五條ノ第四項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ガ其効力ヲ失ヒタルトキハ其無効ナルコトヲ官報ニ告示ス

第四十二條 削除

第五節 国旗及船舶ノ標示

第四十三條 船舶ハ左ノ場合ニ於テ国旗ヲ後部ニ掲クヘシ

一 日本國ノ灯台又ハ海岸望樓ヨリ要求セラレタルトキ

二 外國ノ港ヲ出入スルトキ

三 外國貿易船日本國ノ港ヲ出入スルトキ

四 法令ニ別段ノ定アルトキ

五 管海官庁ヨリ指示アリタルトキ

六 海上保安庁ノ船舶又ハ航空機ヨリ要求セラレタルトキ

第四十四條 船舶ニ標示スベキ事項及其標示方法ハ左ノ如シ

一 船首兩舷ノ外部ニ船名、船尾外部ノ見易キ場所ニ船名及船籍港名ヲ十センチメートル以上ノ漢字、平仮名、片仮名、アラビア數字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ヲ以テ記スルコト

二 中央部船梁其他適當ノ所ニ船舶ノ番号及總トン數ヲ彫刻シ又ハ之ヲ彫刻シタル板ヲ釘著スルコト

三 船首及船尾ノ外部兩側面ニ於テ喫水ヲ示ス為船底ヨリ最大喫水線以上ニ至ルマテ二十センチメートル毎二十センチメートルノアラビア數字ヲ以テ喫水尺度ヲ記シ數字ノ下端ハ其數字ノ表示セル喫水線ト一致セシムルコト

特殊ノ構造ヲ有スル為前項ノ規定ニ依リ難キ船舶ニ在リテハ當該官吏ノ相當ト認ムル方法ニ依リ前項ノ事項ヲ標示スルコトヲ得

国土交通大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス標示ノ場所ヲ指定シ又ハ標示ノ場所ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第四十五條 削除

第四十六條 船舶ノ標示ハ明瞭ニシテ久ニ耐ユル方法ヲ以テ之ヲ為スベシ

第四十七條 標示スベキ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ遅滞ナク其標示ヲ改ムヘシ

第六章 雜則

第四十七條ノ二 船舶所有者ニ於テ左ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ其旨ヲ疏明シ訂正ヲ申請スベシ

一 船舶件名書ニ記載シタル事項

二 登録ヲ為シタル事項

三 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ニ記載シタル事項

管海官庁ニ於テ前項第二号ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ訂正シ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ

管海官庁ニ於テ第一項第一号及第三号ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スヘシ

第四十八條

船舶ノ登録ヲ申請スル者ハ左ノ各号ニ相当スル手数料ヲ納付スベシ
一 初メテ登録ヲ申請スルトキ 二万百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術活用法」と謂フ）第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万九千九百円
二 船籍港ノ変更（船籍港ヲ管轄スル管轄区域内ノ変更ヲ除ク）ノ登録ヲ申請スルトキ 一万三千五百円（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万三千三百円）
三 前号以外ノ変更ノ登録ヲ申請スルトキ 六千七百円（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百円）
四 抹消ノ登録ヲ申請スルトキ 六千七百円（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百円）
同一ノ申請書ニヨリ二以上ノ事項ノ変更ノ登録ヲ申請スルトキノ手数料ハ当該変更ガ前項第二号ノ事項ノ変更ヲ含ム場合ニ於テハ一万三千五百円（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万三千三百円）トシノ他ノ場合ニ於テハ六千七百円（同項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百円）トス

第四十九條

前条ノ手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ登録手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スベシ
前項ノ登録手数料納付書ニハ船舶ノ名称、登録ノ區別及手数料額ヲ記載スベシ

第五十條

船舶所有者ハ当該管海官庁ノ指定スル所ニ從ヒ別表ニ船舶總トン数測定度手数料ヲ受ケタルトキハ船舶（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ船舶ノ總トン数測定度又ハ改測ヲ申請スル場合ニ於テハ別表三ノ二外國ニ於ケル船舶總トン数測定度手数料表）ノ定ムル所ニ依ル
申請人ノ都合ニ依リ測定ノ申請ヲ取下ケ又ハ船舶力測定ヲ要セサルモノトナリタル場合ト雖測定度著手後ナルトキハ測定度手数料ヲ徴収ス改測ノ場合ニ付亦同シ

第五十條

外國ニ於テ測定度又ハ改測ヲ受ケタル場合ニ於ケル前条ノ測定度手数料ハ外國貨幣換算率（予算決算及び會計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第一百十四條ノ規定ニ基キ財務大臣ガ定ムル外國貨幣換算率ヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ換算シタル邦貨額ガ当該手数料ノ額ニ相当スル額ノ当該領事館所在國ノ通貨ヲ測定度手数料納付書ニ添ヘテ納付スベシ此場合ニ於テ当該領事館所在國ノ通貨ノ最低單位ニ滿タザル端數アルトキハ当該端數ヲ切捨テテ当該手数料ヲ納付スルモノトス
第一項ノ測定度手数料納付書ニハ船舶ノ名称、總トン數、新規測定度、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手数料額ヲ記載シ第二項ノ手数料納付書ニハ船舶ノ名称、總トン數、新規測定度、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手数料額ヲ記載スヘシ又一部改測ノ場合ニシテ上甲板下全部、区分甲板下全部又ハ船体主全部ノ改測ヲ受ケタルトキハ尚其ノ旨ヲモ附記スヘシ

第五十一條

左ノ場合ニ於テハ各号ニ相当スル手数料ヲ納付スヘシ
一 總トン數計算書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスルトキ（第十六條ノ二ノ場合ニ限ル）
一通ニ付 二千百円（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ千九百円）

第五十二條

英語ヲ併記シタル仮船舶国籍證書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 九千円
但納付者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ為スハ妨ナシ

第五十三條

本則ノ規定ニ依ル手数料ハ國並ニ国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人海技教育機構及独立行政法人国立高等専門学校機構並ニ国立大学法人及大学共同利用機関法人ニ対シテハ之ヲ徴収セス
第五十四條 削除
第五十五條 本則ハ船舶法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第五十六條 明治二十六年二月通信省令第三号、同年三月通信省令第六号失踪船取扱規則、同年同月通信省告示第八十五号及明治二十九年四月通信省令第三号登簿船免狀取扱規則ハ本則施行ノ日ヨリ廃止ス
附則（大正三年七月二九日通信省令第一八号）抄
本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和七年四月二一日通信省令第八号）抄
本令ハ昭和六年法律第六号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和八年七月二六日通信省令第三号）抄
本令ハ昭和八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船籍港ニ付テハ第三条第三項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船籍ヲ置ク場合ニ限リ従前ノ例ニ依ル
附則（昭和二年九月二四日通信省令第八九号）抄
本令ハ昭和十六年九月二五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和十八年一月一日運輸通信省令第六号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 登録事項証明書ノ交付ヲ申請スルトキ 一通ニ付 九百円（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ七百円）
三 總トン數計算書又ハ船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルトキ 一船舶一回ニ付 四百五十円
四 船舶国籍證書又ハ仮船舶国籍證書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ（次号ノ場合ヲ除ク） 四千五百円（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付、再交付又ハ書換ヲ申請スル場合ニ於テハ四千三百円）
五 英語ヲ併記シタル船舶国籍證書又ハ仮船舶国籍證書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 七千五百円（情報通信技術活用法第六條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付、再交付又ハ書換ヲ申請スル場合ニ於テハ七千三百円）
前項ノ手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ、第四号及第五号ノ場合ニ於テハ手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スヘシ
外國ニ於テ仮船舶国籍證書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスル場合ニ於ケル手数料ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ外國貨幣換算率ニ依リ換算シタル邦貨額ガ左ノ各号ノ手数料ノ額ニ相当スル額ノ当該領事館所在國ノ通貨ヲ手数料納付書ニ添ヘテ之ヲ納付スベシ此場合ニ於テ当該領事館所在國ノ通貨ノ最低單位ニ滿タザル端數アルトキハ当該端數ヲ切捨テテ当該手数料ヲ納付スルモノトス

第五十二條

英語ヲ併記シタル仮船舶国籍證書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 九千円
但納付者ニ於テ自己ノ便宜上消印ヲ為スハ妨ナシ

第五十三條

本則ノ規定ニ依ル手数料ハ國並ニ国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人海技教育機構及独立行政法人国立高等専門学校機構並ニ国立大学法人及大学共同利用機関法人ニ対シテハ之ヲ徴収セス
第五十四條 削除
第五十五條 本則ハ船舶法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第五十六條 明治二十六年二月通信省令第三号、同年三月通信省令第六号失踪船取扱規則、同年同月通信省告示第八十五号及明治二十九年四月通信省令第三号登簿船免狀取扱規則ハ本則施行ノ日ヨリ廃止ス
附則（大正三年七月二九日通信省令第一八号）抄
本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和七年四月二一日通信省令第八号）抄
本令ハ昭和六年法律第六号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和八年七月二六日通信省令第三号）抄
本令ハ昭和八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船籍港ニ付テハ第三条第三項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船籍ヲ置ク場合ニ限リ従前ノ例ニ依ル
附則（昭和二年九月二四日通信省令第八九号）抄
本令ハ昭和十六年九月二五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和十八年一月一日運輸通信省令第六号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十四條

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和七年四月二一日通信省令第八号）抄
本令ハ昭和六年法律第六号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和八年七月二六日通信省令第三号）抄
本令ハ昭和八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船籍港ニ付テハ第三条第三項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船籍ヲ置ク場合ニ限リ従前ノ例ニ依ル
附則（昭和二年九月二四日通信省令第八九号）抄
本令ハ昭和十六年九月二五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和十八年一月一日運輸通信省令第六号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十五條

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和七年四月二一日通信省令第八号）抄
本令ハ昭和六年法律第六号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和八年七月二六日通信省令第三号）抄
本令ハ昭和八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船籍港ニ付テハ第三条第三項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船籍ヲ置ク場合ニ限リ従前ノ例ニ依ル
附則（昭和二年九月二四日通信省令第八九号）抄
本令ハ昭和十六年九月二五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和十八年一月一日運輸通信省令第六号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十六條

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和七年四月二一日通信省令第八号）抄
本令ハ昭和六年法律第六号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和八年七月二六日通信省令第三号）抄
本令ハ昭和八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船籍港ニ付テハ第三条第三項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船籍ヲ置ク場合ニ限リ従前ノ例ニ依ル
附則（昭和二年九月二四日通信省令第八九号）抄
本令ハ昭和十六年九月二五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和十八年一月一日運輸通信省令第六号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和七年四月二一日通信省令第八号）抄
本令ハ昭和六年法律第六号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和八年七月二六日通信省令第三号）抄
本令ハ昭和八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船籍港ニ付テハ第三条第三項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船籍ヲ置ク場合ニ限リ従前ノ例ニ依ル
附則（昭和二年九月二四日通信省令第八九号）抄
本令ハ昭和十六年九月二五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和十八年一月一日運輸通信省令第六号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和七年四月二一日通信省令第八号）抄
本令ハ昭和六年法律第六号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和八年七月二六日通信省令第三号）抄
本令ハ昭和八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ船舶原簿ニ登録シタル船籍港ニ付テハ第三条第三項ノ規定ニ適合セサルモノト雖モ当該船舶力引続キ其地ニ船籍ヲ置ク場合ニ限リ従前ノ例ニ依ル
附則（昭和二年九月二四日通信省令第八九号）抄
本令ハ昭和十六年九月二五日ヨリ之ヲ施行ス
附則（昭和十八年一月一日運輸通信省令第六号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二〇年五月一九日運輸省令第一号)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十三年一月一日運輸省令第一号)
この省令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年一月二〇日総理庁令・運輸省令第一号)
この命令は、公布の日から、これを施行する。

この命令施行前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和二十四年一月二二日運輸省令第一号)
この省令は、昭和二十四年一月一日から適用する。

附則 (昭和二十四年一月二二日運輸省令第七号)
この命令は、公布の日から施行し、船舶法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第二百三十七号)施行の日から適用する。

附則 (昭和二十四年二月二八日運輸省令・経済安定本部令第二号) 抄
この命令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附則 (昭和二十六年一〇月二六日運輸省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年六月一七日運輸省令第三十七号)
この省令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年二月二七日運輸省令第一〇八号) 抄
この省令は、昭和二十八年一月一日から施行する。但し、第一条中附録二及び附録三の改正規定は、昭和二十八年二月一日から施行する。

附則 (昭和三十年七月二三日運輸省令第三十五号)
この省令は、昭和三十年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十年八月二三日運輸省令第四十五号)
この省令は、昭和三十年九月一日から施行する。ただし、船舶法施行細則附録二外国における船舶積量測定手数料表及び附録三外国における仮船舶国籍証書交付等手数料表の改正規定は、昭和三十年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月一九日運輸省令第六号)
この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月二一日運輸省令第一二二号) 抄
この省令は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附則 (昭和三十五年二月一〇日運輸省令第四〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年三月三〇日運輸省令第五号) 抄
この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第四十四条第一項の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十一年六月一日運輸省令第三四号) 抄
この省令は、昭和四十一年六月六日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月三二日運輸省令第五七号)
この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。

附則 (昭和四十二年九月二七日運輸省令第七一号)
この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年六月一〇日運輸省令第三四号)
この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。

附則 (昭和四十六年一月二一日運輸省令第二号) 抄
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の規定、第十三条の規定中地方鉄道法施行規則第二十条の改正規定並びに第二十六条、第三十二条(航空法施行規則第五十一条、第五十

三条、別表第二及び別表第三の改正規定を除く。)及び第三十三条の規定は昭和四十六年二月一日から、第三十一条の規定は同年三月一日から、第三十二条の規定中航空法施行規則第五十一条、第五十三条、別表第二及び別表第三の改正規定は同年七月一日から施行する。

附則 (昭和五〇年九月二二日運輸省令第三六号)
この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

この省令施行前に申請した積量の測度又は改測に係る手数料については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十三年三月二七日運輸省令第一一号) 抄
(施行期日)

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(経過措置)
この省令の施行前にされた積量の測度若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附則 (昭和五三年六月二三日運輸省令第三二号) 抄
(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年三月二五日運輸省令第七号) 抄
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和五六年三月三〇日運輸省令第一二二号) 抄
(施行期日)

この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五十六年一〇月二八日運輸省令第四五号)
(施行期日)

この省令は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

(経過措置)
この省令の施行前にされた積量の測度若しくは改測又は検査の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十七年三月二一日運輸省令第三号) 抄
(施行期日)

この省令は、船舶のトン数の測度に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(昭和五十七年七月十八日)から施行する。

(船舶法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶法施行細則第四条の規定により行われた認可は、第一条の規定による改正後の船舶法施行細則(以下「新船舶法施行細則」という。)第四条の規定により行われた認可とみなす。

第二条 この省令の施行の際現に船舶原簿に登録されている事項のうち控除積量、純積量及び純噸数に係る部分は、法附則第五條第二項に規定する船舶に係るものを除き、この省令の施行の日に抹消されたものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に受有する船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 前項の船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書に記載されている事項のうち控除積量、純積量及び純噸数に係る部分は、法附則第五條第二項に規定する船舶に係るものを除き、この省令の施行の日に抹消されたものとみなす。

第五条 法附則第三條第一項の規定により総トン数の測度の基準についてなお従前の例によることとされた船舶(法附則第五條第二項の規定の適用を受けるものを除く。以下「旧基準適用船舶」という。)に対する新船舶法施行細則第十二條の規定の適用については、「船舶のトン数の測度」

関する法律（昭和五十五年法律第四十号）とあるのは、「旧船舶積量測定法（大正三年法律第三十四号）」とする。

2 旧基準適用船舶に係る船舶原簿に登録すべき事項並びに船舶国籍証書及び仮船舶国籍証書の書式については、新船舶法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、控除積量、純積量及び純噸数に係る事項を登録又は記載することを要しない。

第六條 法附則第五條第二項の規定の適用を受ける船舶に対する新船舶法施行細則第十二條の規定の適用については、「総トン数」とあるのは「積量」と、「船舶のトン数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）」とあるのは「旧船舶積量測定法（大正三年法律第三十四号）」と、「総トン数計算書」とあるのは「船舶積量測定表」とする。

2 法附則第五條第二項の規定の適用を受ける船舶に対する新船舶法施行細則第五十條の規定の適用については、「総トン数」とあるのは「積量」と、「別表一船舶総トン数測定手数料表」とあるのは「船舶のトン数の測定に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令附則別表一船舶積量測定手数料表」と、「別表二外国三於ケル船舶総トン数測定手数料表」とあるのは「船舶のトン数の測定に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令附則別表二外国三於ケル船舶積量測定手数料表」とする。

3 法附則第五條第二項の規定の適用を受ける船舶に対する新船舶法施行細則の規定（新船舶法施行細則第十二條及び第五十條の規定を除く。）の適用については、なお従前の例による。

第七條 法附則第五條第二項の規定の適用を受ける船舶について、千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約（以下「条約」という。）第十七條（一）の規定により条約が効力を生ずる日から起算して十二年を経過する日（その日前に特定修繕（法附則第三條第一項の特定修繕をいう。）が行われた船舶又は国際トン数証書の交付を受ける船舶については、法附則第三條第一項の当初改測日又は法第八條第二項の規定による測定を受ける日のいずれか早い日。以下「切替日」という。）前に、附則第六條第三項の規定によりなお従前の例によることとされた新船舶法施行細則第四條の規定に相当する規定により行われた認可は、新船舶法施行細則第四條の規定により行われた認可とみなす。

第八條 法附則第五條第二項の規定する船舶について、切替日において現に船舶原簿に登録されている事項のうち控除積量、純積量及び純噸数に係る部分は、切替日に抹消されたものとみなす。

第九條 法附則第五條第二項に規定する船舶について、切替日において現に受有する船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書は、切替日以後も、なおその効力を有する。

2 前項の船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書に記載されている事項のうち控除積量、純積量及び純噸数に係る部分は、切替日に抹消されたものとみなす。

附則別表1 船舶積量測定手数料表

総トン数	測度の種類	新規測定又は全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満	43,200円	27,600円
50トン以上	100トン未満	69,100円	
100トン以上	300トン未満	96,700円	42,800円
300トン以上	500トン未満	136,500円	
500トン以上	1,000トン未満	181,400円	63,900円
1,000トン以上	2,000トン未満	238,500円	
2,000トン以上	3,000トン未満	297,300円	91,600円
3,000トン以上	4,000トン未満	347,400円	
4,000トン以上	6,000トン未満	420,000円	
6,000トン以上	8,000トン未満	520,200円	
8,000トン以上	10,000トン未満	618,800円	

10,000トン以上	15,000トン未満	717,300円	
15,000トン以上	20,000トン未満	865,900円	
20,000トン以上	30,000トン未満	1,088,900円	
30,000トン以上	50,000トン未満	1,187,400円	
50,000トン以上	70,000トン未満	1,360,300円	157,200円
70,000トン以上	100,000トン未満	1,503,700円	
100,000トン以上		1,654,100円	

附則別表2 外国における船舶積量測定手数料表

総トン数	測度の種類	新規測定又は全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満	120,100円	75,100円
50トン以上	100トン未満	190,300円	
100トン以上	300トン未満	260,400円	120,100円
300トン以上	500トン未満	370,500円	
500トン以上	1,000トン未満	490,700円	170,200円
1,000トン以上	2,000トン未満	651,000円	
2,000トン以上	3,000トン未満	811,200円	250,300円
3,000トン以上	4,000トン未満	941,500円	
4,000トン以上	6,000トン未満	1,101,800円	
6,000トン以上	8,000トン未満	1,402,200円	
8,000トン以上	10,000トン未満	1,702,600円	
10,000トン以上	15,000トン未満	2,003,100円	
15,000トン以上	20,000トン未満	2,403,700円	
20,000トン以上	30,000トン未満	3,004,700円	
30,000トン以上	50,000トン未満	3,205,100円	
50,000トン以上	70,000トン未満	3,705,900円	430,600円
70,000トン以上	100,000トン未満	4,106,500円	
100,000トン以上		4,507,200円	

備考 1 測定甲板下全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 船舶法施行細則第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（積量の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数）により手数料を徴収する。

附則（昭和五十七年四月六日運輸省令第八号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年三月二十九日運輸省令第四号）（施行期日）

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
 (経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北海運局長 (山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)	東北運輸局長
東北海運局長 (山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運局支部長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附 則 (昭和六十二年三月二五日運輸省令第二五号) 抄
 (施行期日)
 1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成元年三月三一日運輸省令第二二号) 抄

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
 (経過措置)

3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成三年三月二二日運輸省令第二号)
 (施行期日)
 1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成六年三月二九日運輸省令第九号)
 (施行期日)
 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第二二号) 抄

4 この省令の施行の際現に使用する改正前の船員法施行規則第一号書式による海員名簿又は第二号書式による航海日誌については、なお従前の例による。
附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 抄

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第四六号) 抄

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。
 (聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。
附 則 (平成六年一月二一日運輸省令第五一号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一月二七日運輸省令第六二号) 抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二二日運輸省令第一五号)
 (施行期日)
 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成九年一月二五日運輸省令第八三号)
 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二二日運輸省令第九号)
 (施行期日)
 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成二二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成二三年三月二八日国土交通省令第五六号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 船舶のトン数の測度に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令(昭和五十七年運輸省令第三号。以下「整備省令」という。)による改正前の船舶法施行細則第十二条の船舶積算度(控除積算、純積算及び純噸数に係る事項を除く。)及びこの省令による改正前の船舶法施行細則第十二条の総トン数計算書は、この省令による改正後の船舶法施行細則(以下「新省令」という。)第十二条の総トン数計算書とみなす。

第三条 整備省令附則第五項の旧基準適用船舶に係る総トン数計算書に記載すべき事項については、新省令第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成一三年七月二六日国土交通省令第一二二号)

1 この省令は、平成十三年九月一日から施行する。ただし、第二号書式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に作成している船舶件名書は、この省令による改正後の船舶法施行細則(以下「新省令」という。)の書式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現に受有する船舶国籍証書は、船舶法第十一条の規定による船舶国籍証書の書換を行うまでは、新省令の書式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現に受有する仮船舶国籍証書は、新省令の書式によるものとみなす。

5 船舶のトン数の測度に関する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令(昭和五十七年運輸省令第三号)附則第五項の旧基準適用船舶に係る同条第二項の規定の適用については、「船舶原簿に登録すべき事項並びに船舶国籍証書及び仮船舶国籍証書の書式」とあるのは「船舶原簿に登録すべき事項」と、「登録又は記載」とあるのは「登録」とする。

6 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則 (平成一五年三月一八日国土交通省令第二二二号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年三月二八日国土交通省令第三八号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月二五日国土交通省令第二五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(船舶法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の船舶法施行細則第二十七条第二項の規定により閉鎖されている船舶原簿(以下「旧船舶原簿」という。)については、改正後の船舶法施行細則第十七条ノ三及び第二十九条の規定は適用しない。

2 何人も、手数料を納付して、抹消の登録の申請をした時にその船舶の船籍港を管轄していた管海官庁に、旧船舶原簿の謄本若しくは抄本の交付の申請又は閲覧の請求をすることができ、

3 旧船舶原簿の謄本は、その交付の申請を受けた管海官庁の当該旧船舶原簿の全部を謄写して調製するものとする。

4 第二項の場合における手数料は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 旧船舶原簿の謄本又は抄本の交付を申請する場合 一枚につき九百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付を申請する場合にあっては、七百元)

二 旧船舶原簿の閲覧を請求する場合 一船舶の閲覧一回につき四百五十円

5 前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を申請書に貼って納付しなければならない。

附則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第二七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の船舶法施行細則(以下「旧細則」という。)第十二条の総トン数計算書又は旧細則第十七条ノ二の船舶原簿は、それぞれこの省令による改正後の船舶法施行細則(以下「新細則」という。)第十二条の総トン数計算書又は新細則第十七条ノ二の船舶原簿とみなす。

附則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成一九年三月二六日国土交通省令第一六号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年一月二八日国土交通省令第九六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十一月三十日から施行する。

(経過措置)

第二条 船舶登記令(平成十七年政令第十一号)附則第五項において準用する不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される同令第三十五条第一項において準用する同法第二十一条の規定により交付された登記済証については、この省令による改正前の船舶法施行細則第二十五条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附則 (平成二七年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第二五号)

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年二月一六日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和六年三月二十九日国土交通省令第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年四月三〇日国土交通省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表一（第七条ノ三関係）

船舶原簿（共同人名簿を含む。）

船舶件名書、総トン数計算書及び添付された図面並びに職

権抹消登録に係る書類

申請書及び添付書類（新規登録、変更登録及び抹消登録に

係るものに限る。）

船舶国籍証書換申請書

申請の受付年月日、登録、交付、書換その他の処分を行っ

た年月日を記載した帳簿

次回に検認を受けなければならない期日を記載した帳簿並

びに番号及び信号符号に関する帳簿

その他の申請書及び手数料納付書

保存期間

抹消登録を行った年の翌年から50年

抹消登録を行った年の翌年から5年

登録を行った年の翌年から5年

交付を行った年の翌年から5年

記入を終えた年の翌年から5年

100,000トン以上

1,013,500円

備考

1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（総トン数の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数）により手数料を徴収する。

別表二ノ二 船舶総トン数測度手数料表（第五十条関係）

総トン数	測度の種類	
	新規測度又は全部改測	一部改測
200トン以上	500円未満	37,400円
100トン以上	100円未満	60,300円
300トン以上	300円未満	87,100円
500トン以上	500円未満	123,600円
1,000トン以上	1,000円未満	159,700円
2,000トン以上	2,000円未満	209,000円
3,000トン以上	3,000円未満	258,100円
4,000トン以上	4,000円未満	289,700円
6,000トン以上	6,000円未満	316,000円
8,000トン以上	8,000円未満	388,500円
10,000トン以上	10,000円未満	459,200円
15,000トン以上	15,000円未満	513,700円
20,000トン以上	20,000円未満	614,100円
30,000トン以上	30,000円未満	788,200円
50,000トン以上	50,000円未満	828,600円
70,000トン以上	70,000円未満	948,200円
100,000トン以上	100,000円未満	975,400円
1,000,000トン以上	1,000,000円未満	1,012,300円

備考

1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（総トン数の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数）により手数料を徴収する。

別表三 外国における船舶総トン数測度手数料表（第五十条関係）

総トン数	測度の種類	
	新規測度又は全部改測	一部改測
200トン以上	500円未満	48,700円
100トン以上	100円未満	78,500円
300トン以上	300円未満	113,400円
500トン以上	500円未満	160,900円
1,000トン以上	1,000円未満	207,800円
2,000トン以上	2,000円未満	272,100円
3,000トン以上	3,000円未満	335,900円
4,000トン以上	4,000円未満	377,100円
6,000トン以上	6,000円未満	411,300円

備考

1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（総トン数の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数）により手数料を徴収する。

備考

1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。

6,000トン以上	8,000トン未満	505,600円	
8,000トン以上	10,000トン未満	597,600円	
10,000トン以上	15,000トン未満	668,400円	
15,000トン以上	20,000トン未満	799,100円	
20,000トン以上	30,000トン未満	925,700円	
30,000トン以上	50,000トン未満	1,078,300円	
50,000トン以上	70,000トン未満	1,233,900円	129,800円
70,000トン以上	100,000トン未満	1,269,200円	
100,000トン以上		1,317,200円	

備考
1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（総トン数の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数）により手数料を徴収する。
別表三ノ二 外国における船舶総トン数測度手数料表（第五十条関係）

総トン数	測度の種類	新規測度又は全部改測	一部改測
20トン以上	50トン未満	48,600円	31,500円
50トン以上	100トン未満	78,400円	
100トン以上	300トン未満	113,300円	51,000円
300トン以上	500トン未満	160,600円	
500トン以上	1,000トン未満	207,500円	75,800円
1,000トン以上	2,000トン未満	271,700円	
2,000トン以上	3,000トン未満	335,400円	84,300円
3,000トン以上	4,000トン未満	376,500円	
4,000トン以上	6,000トン未満	410,700円	
6,000トン以上	8,000トン未満	504,900円	
8,000トン以上	10,000トン未満	596,800円	
10,000トン以上	15,000トン未満	667,500円	
15,000トン以上	20,000トン未満	798,000円	
20,000トン以上	30,000トン未満	924,300円	
30,000トン以上	50,000トン未満	1,076,800円	
50,000トン以上	70,000トン未満	1,232,200円	129,700円
70,000トン以上	100,000トン未満	1,267,500円	
100,000トン以上		1,315,400円	

備考
1 上甲板下全部、区分甲板下全部又は船体主部全部の改測を受けたときは、これを全部改測とみなし、この表に定める手数料を徴収する。
2 第50条第3項の場合において、総トン数を定めることができないときは、計画総トン数（総トン数の改測の場合にあつては、現に登録されている総トン数）により手数料を徴収する。

第一号書式（第八関係）

第一号書式（第八関係）（平18国交令112・令改、令元国交令30・令2国交令96・一部改正）

船舶総トン数測度（改測）申請書	
番 号	
種 類	
船 名	
船 籍 港	
総 ト ン 数	トン
造 船 地	
造 船 者	
起工の年月日	年 月 日
進水の年月	年 月
所有者の氏名又は名称及び住所	
総トン数の測度又は改測を受けようとする場所及び期日	
申請の理由	
総トン数の改測を受けようとする部分	
年 月 日	
住所	
申請者	
氏名又は名称	
管海官庁の長あて	

- 備考 1 番号は、総トン数の改測を受けようとするときに記載すること。
 2 種類の欄には、「汽船」又は「帆船」を記載すること。
 3 船名には、振り仮名を付記すること。
 4 都市町村名、氏名及び名称には、読み方の難しい場合は振り仮名を付記すること。
 5 起工の年月日及び進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。
 6 船舶が共有であるときは、その持分筆頭者のみを記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。
 7 申請の理由の欄には、「新造」、「何国人業より買受」、「何国業社より買受」、「改造」、「修繕」等を記載すること。

第二号書式（第十二条関係）（昭33運令6・令改、昭33運令12・昭50運令86・昭53運令22・昭57運令3・平6運令12・平13閣交令112・令元閣交令00の一部改正）

船 舶 件 名 書	
船 舶 の 種 類	
船 名	
船 籍 港	
船 質	
帆 船 の 帆 装	
総 ト ン 数	トン
機 関 の 種 類 及 び 数	箇
推 進 器 の 種 類 及 び 数	箇
進 水 の 年 月	年 月
臨 検 年 月 日	年 月 日
臨 検 地	
年 月 日	
所 属 官 庁	
船 舶 測 度 官 氏 名 ㊤	

(日本産業規格 A 列 4 番)

- 備考 1 船質の欄には、「鋼」、「強化プラスチック」、「アルミニウム合金」等を記載すること。
- 2 帆船の帆装の欄には、「三樞バーク」、「二樞トツスルスターナー」、「二樞スクーター」、「一樞スループ」等を記載すること。
- 3 機関の種類及び数の欄に記入する機関の種類は、「ディーゼル機関」、「電動機」、「ガスタービン」、「タービン汽機」、「往復動汽機」等を記載すること。
- 4 推進器の種類及び数の欄に記入する推進器の種類は、「螺旋推進器」、「ジェット推進器」、「シュナイダー推進器」、「外車」、「空中プロペラ」等を記載すること。
- 5 進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。

第三号書式（第三十条関係）（甲）（平13国交令112・全改、令元国交令20・一部改正）

紋章
船 船 国 籍 証 書
Certificate of Vessel's Nationality

番 号 Official Number	信号符字 Signal Letters	証 書 番 号 Certificate Number
船 名 Name of Vessel		船 籍 地 Port of Registry
種 類 Type of Vessel		総トン数 Gross Register Tonnage トン Tons
船 質 Material of Hull		造 船 地 Where Built
帆装の帆装 Rigging (if a Sailing Vessel)		造 船 者 Name of Builders
機関の種類及び数 Engines		進水の年月 Date of Launch
推進器の種類及び数 Propellers		
船体総長 Register Length メートル Metres	船体総幅 Register Breadth 9号の欄 メートル Metres	船体総深 Register Depth 10号の深さ メートル Metres
所 有 者 Owners		
この証書に記載された事項はいずれも正確であり、本船舶は日本国の国籍を有することを証明する。 This is to certify by the authority of the Japanese government that the items mentioned in this certificate is correct in all respects and that the above-mentioned vessel is granted the right to fly the Japanese flag.		
年 月 日交付 Date of Issue		
Authority 署名官庁の長の名称の英訳 Japanese Government		交付官庁 日 本 国 署名官庁の長の名称 印

(日本産業規格 A 列 4 番)

(乙)

所有者 Owners				
その他 Others				
検証/Verification of this certificate				
	検証を行った年月日 Date of verification	船舶国籍証書検定期間 / Date of application 法定期間満了日翌日から	船舶国籍証書検定期限 Date of next verification	管轄官印 Seal
1	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
2	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
3	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
4	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
5	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
6	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
7	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
8	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	

注 意 / 船舶国籍証書検定期限又は船舶法第5条ノ2第3項の規定により延期された期日までに、この船舶国籍証書の検証を受けない場合には、船舶法第5条ノ2第4項の規定により、この船舶国籍証書は効力を失うとともに、船舶港を管轄する管海官庁の職権により抹消登録を行う。

Caution/This certificate shall lose its validity, and the maritime authority shall make the entry of deletion in the registry, in accordance with Paragraph 4 of Article 5-2 of the Ships Law, in cases where this certificate is not verified by the date of next verification or by the date postponed in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law.

- 備考 1 船舶国籍証書の検証の申請は、法定期間満了日翌日以降に行うことを原則とする。
- 2 「法定期間満了日翌日」とは、船舶法第5条ノ2第2項の期間の満了した日の翌日をいう。
- 3 「船舶国籍証書検定期限」とは、船舶法施行細則第30条ノ2の規定により指定した次回に船舶国籍証書の検証を受けなければならない期日をいう。

いう。

- 4 (丙) 船舶国籍証書付属書 I (船舶国籍証書検定期限指定書) の交付は、この証書の検認欄に検証を行った年月日及び船舶国籍証書検定期限を記載したものとみなす。

(日本産業規格 A 列 4 番)

(丙) 船舶国籍證書附属書 I

船舶国籍證書検査期限指定書
Appointment on the date of next verification
of the certificate of vessel's nationality

番 号 Official Number	証書番号 Certificate Number	総トン数 Gross Register Tonnage
		トン/Tons
船名/Name of Vessel		船籍港/Port of Registry
所 有 者 Owners		

船舶法第5条ノ2第1項の規定による船舶国籍證書の検査を行ったので、船舶法施行細則第30条ノ2の規定に基づき、次回に船舶国籍證書の検査を受けなければならない期日（以下「船舶国籍證書検査期限」という。）を指定する。

As the certificate of vessel's nationality of above-mentioned vessel has been verified in accordance with Paragraph 1 of Article 5-2 of the Ships Law, the date of next verification of the certificate was appointed by the maritime authority of the Japanese government in accordance with Article 30-2 of the Regulations for Enforcement of Ships Law.

なお、船舶国籍證書検査期限又は船舶法第5条ノ2第3項の規定により延期された期日までに検査を受けない場合には、船舶法第5条ノ2第4項の規定により、この船舶の船舶国籍證書は失効するとともに、船籍港を管轄する管海官庁の職権により抹消登録を行う。

The certificate of vessel's nationality of the vessel shall lose its validity in accordance with Paragraph 4 of Article 5-2 of the Ships Law, in cases where the certificate is not verified by the date of next verification or by the date postponed in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law.

船舶国籍證書検査期限※ Date of next verification	年 月 日
------------------------------------------	-------

※ 次回の船舶国籍證書の検査の申請は、船舶法第5条ノ2第2項の期間の満了した日の翌日（ 年 月 日）以降に行うことを原則とする。

交付及び検査を行った年月日/Date of Issue and Verification

年 月 日/

Authority

検査官庁

管海官庁の長の名称の英訳
Japanese Government

日 本 国
管海官庁の長の名称 印
(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 この書面は、船舶国籍證書(乙)の検査欄に検査を行った年月日及び船舶国籍證書検査期限を記載できない場合に交付する。

(丁) 船舶国籍証書附屬書Ⅱ

船舶国籍証書提出期日延期許可書

Approval to postpone the date of next verification
of the certificate of vessel's nationality

番 号 Official Number	証 書 番 号 Certificate Number	総 ト ン 数 Gross Register Tonnage
		トン/Tons
船 名 / Name of Vessel		船 籍 港 / Port of Registry
所 有 者 Owners		

船舶法第5条ノ2第3項の規定に基づき、船舶国籍証書の提出期日の延期を許可した。

Postponement of the date of next verification of the certificate of vessel's nationality for the above-mentioned vessel is approved in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law.

なお、船舶法第5条ノ2第3項の規定により延期された期日までに、この船舶の船舶国籍証書の検査を受けない場合には、船舶法第5条ノ2第4項の規定により、船舶国籍証書は失効するとともに、船籍港を管轄する管海官庁の職権により抹消登録を行う。

The certificate of vessel's nationality of the vessel shall lose its validity in accordance with Paragraph 4 of Article 5-2 of the Ships Law, in case where the certificate is not verified by the date postponed in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law.

船舶法第5条ノ2第3項の規定により延期された期日 Date postponed in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law	年 月 日
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

交付及び許可した年月日 / Date of Issue and Approval

年 月 日 /

Authority	許可官庁
管海官庁の長の名称の英訳	日 本 国
Japanese Government	管海官庁の長の名称 印 (日本産業規格 A 列 4 番)

第四号書式 (第三十七条ノ二関係) (甲) (平18国交令112・令改、令元国交令20・一部改正)

仮 船 籍 証 書
Temporary Certificate of Vessel's Nationality

船 名 Name of Vessel	証 書 番 号 Certificate Number	
船 籍 港 Port of Registry	総 ト ン 数 Gross Register Tonnage	ト ン Tons
種 類 Kind of Vessel	推進機の種類及び数 Propellers	
船 質 Material of Hull	造 船 地 Where Built	
帆船の帆装 Rigging (if a Sailing Vessel)		
機関の種類及び数 Engines	竣工の年月 Date of Launch	
船舶法施行細則第17条ノ2第 8号の長さ Register Length	船舶法施行細則第17条ノ2第 9号の幅 Register Breadth	船舶法施行細則第17条ノ2第10 号の深さ Register Depth
メートル Metres	メートル Metres	メートル Metres
所 有 者 Owners		
<p>この証書は、本船が日本国の国籍を有することを証明する。 This is to certify by the authority of the Japanese Government that the above-mentioned vessel is granted the right to fly Japanese flag. この証書は、年 月 日まで効力を有する。 This certificate is valid until</p> <p>ただし、その日以前に船籍港に到着したときは、直ちに効力を失う。 However if the vessel arrives at her Port of Registry before this day, the certificate immediately loses its validity.</p> <p>年 月 日交付 Date of Issue</p> <p>Authority 交付官庁 管海官庁の長の名称の英訳 日 本 国 Japanese Government 管海官庁の長の名称 印</p> <p>(日本産業規格 A 列 4 番)</p>		

第四号書式（乙）

所有者 Owners	
---------------	--

（日本産業規格 A 列 4 番）

第五号書式（第三十七条関係）

第五号書式（第三十七条関係）（平13国交令112・令改、令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

仮船舶国籍証書交付申請書				
番号	種類	船質	総トン数	トン
船名				
ローマ字表記				
船籍港				
ローマ字表記				
所有者の氏名又は名称及び住所				
ローマ字表記				
機関の種類及び数			推進器の種類及び数	
造船地				
ローマ字表記				
進水年月		年月		帆船の帆装
船舶法施行細則第17条ノ2第8号の長さメートル		船舶法施行細則第17条ノ2第9号の幅メートル		船舶法施行細則第17条ノ2第10号の深さメートル
申請の理由				
希望する有効期間		仮船舶国籍証書の英語記載の追加		要・不要
年 月 日				
住所				
申請者 氏名又は名称				
管海官庁の長あて				

（日本産業規格 A 列 4 番）

- 備考 1 番号は、船舶法第13条の規定に基づき申請する場合に必ず記載すること。
- 2 船舶法第13条の規定に基づき申請する場合又は船舶の総トン数の測定を受けた後に船舶法第15条若しくは第16条の規定に基づき申請する場合には、 の中の事項の記載を省略できる。ただし、これらの事項に変更のある場合における当該変更に係る事項並びに併せて英語

記載の追加を申請しようとする場合における造船地及びそのローマ字表記についてはこの限りではない。

- 3 船舶の種類欄には、「汽船」又は「帆船」を記載すること。
- 4 船質の欄には、「鋼」、「強化プラスチック」、「アルミニウム合金」等を記載すること。
- 5 帆船の帆装の欄には、「三權バーク」、「二權トップスルスターナー」、「二權スターナー」、「一權スループ」等を記載すること。
- 6 機関の種類及び数の欄に記入する機関の種類は、「ディーゼル機関」、「電動機」、「ガスタービン」、「タービン汽機」、「往復動汽機」等を記載すること。
- 7 推進器の種類及び数の欄に記入する推進器の種類は、「旋推進器」、「ジェット推進器」、「シュナイダー推進器」、「外車」、「空中プロペラ」等を記載すること。
- 8 進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。
- 9 申請の理由の欄には、「新造」、「何国人業より買受」、「何国某社より買受」、「改造」、「修繕」等を記載すること。
- 10 併せて英語記載の追加を申請しようとする場合には、船名、船籍港、所有者の氏名又は名称及び住所並びに造船地について、それぞれローマ字による表記を該当欄に記載すること。

第七号書式（第三十条ノ三関係）

船舶国籍証書検認申請書	
番 号	
種 類	
船 名	
船 籍 港	
船 質	
総 ト ン 数	トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
年 月 日	
住所	_____
申請者	_____
氏名又は名称	_____
管海官庁の長あて	

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「何人」と記載することができる。

第八号書式（第三十条ノ五関係）

船舶国籍証書提出期日延期申請書	
番 号	
種 類	
船 名	
船 籍 港	
船 質	
総 ト ン 数	トン
所有者の氏名又は名称及び住所	
延 期 理 由	
延期希望期日	
年 月 日	
住所	_____
申請者	_____
氏名又は名称	_____
管海官庁の長あて	

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、その持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。